

埼玉県道路公社災害ボランティア活動車両に係る無料措置取扱い要領

(趣旨)

第1条 この要領は、道路整備特別措置法施行令第11条の規定により、料金を徴収しない車両（以下「無料措置」という）を定める告示（平成23年6月17日国土交通省告示第659号）第3号中「(これらの活動に係るボランティア活動であって地方公共団体等が要請したもののため使用する車両で当該道路を管理する道路整備特別措置法第2条第6項に規定する会社等又は法第18条第4項に規定する有料道路管理者が料金を徴収することが著しく不相当であると認めたものを含む)」(以下「ボランティア活動車両」という。)の取扱いについて定めるものである。

(無料措置の対象路線等)

第2条 無料措置の対象路線は、埼玉県道路公社（以下「公社」という）が管理する有料道路の中から、公社が被災地方公共団体等からの要請等に基づき、路線と期間を定める。

(無料措置を受ける方法)

第3条 無料措置を受けるためには、被災地において活動する災害派遣等従事車両証明書の交付を受ける方法或いは、災害ボランティア活動車両の申請を行う方法のいずれかによるものとする。

(災害派遣等従事車両証明書の交付等)

第4条 災害ボランティア活動を行おうとする者が、災害派遣等車両の証明書による災害ボランティア車両の無料措置を受けるためには、次の手続きによるものとする。

- 1 被災地地方公共団体等に対し、災害ボランティア活動の実施に係る申し込み等を行い、被災地地方公共団体等から申し込み等の確認等を受ける。
- 2 その後、居住地地方公共団体等に対し、災害派遣等従事車両証明書の申請を行い、居住地地方公共団体等から災害派遣等従事車両証明書の発行を受ける。
- 3 災害派遣等従事車両証明書は、無料路線の対象路線の料金所で徴収員に提出する。

(災害ボランティア活動車両の申請等)

第5条 災害ボランティア活動を行おうとする者が、災害ボランティア活動車両の申請による災害ボランティア車両の無料措置を受けるためには、次の手続きによるものとする。

- 1 災害ボランティア活動車両申請書（様式1）に必要事項を記入し、無料措置の対象路線の料金所で提出するとともに、本人確認書類を提示しなければならない。
- 2 災害ボランティア活動車両の申請は、災害ボランティアに従事するための往復又は復路のみに有効である。（往路のみの利用はできない）
- 3 公社は、災害ボランティアへの従事状況については、被災地地方公共団体等に照会を行う場合がある。
- 4 災害ボランティアへの従事状況等が確認できないなど、不正に通行料金を免れた場合には、道路整備特別措置法第26条の規定に基づき、免れた料金と割増金を徴収する。

- 5 復路用の災害ボランティア活動車両の申請書には、ボランティア活動終了後に被災地地方公共団体等でボランティア活動確認印及び活動確認日を押印してもらう。押印の無いものは、無効とする。
- 6 公社は、往路用申請書と復路用申請書を突合し、往路用申請書のみが提出されている場合には、第4号の規定に基づき対処する。

この要領は、令和5年4月1日から施行する。